

五島市監査委員公表第23号

令和2年4月の例月財務監査の結果に基づく措置について、五島市教育長から別紙のとおりに通知を受けたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により公表する。

令和2年12月18日

五島市監査委員 橋本平馬

五島市監査委員 神之浦伊佐男

2五教総第715号  
令和2年11月26日

五島市監査委員 橋本平馬様  
五島市監査委員 神之浦伊佐男様

五島市教育委員会  
教育長 藤田清人

### 令和2年度例月財務監査の結果に基づく措置について

令和2年6月26日付け2五監第289号による令和2年度例月財務監査の結果に基づく指摘事項等について、次のとおり措置を講じましたので報告いたします。

#### 記

#### 1 監査の対象

令和2年4月分の収入及び支出に関する会計伝票

#### 2 指摘事項

##### (4) 奈留学校給食センター排水処理施設保守点検業務委託契約について <指導事項>

奈留学校給食センター排水処理施設保守点検業務委託契約については、予定価格が534,600円で随意契約の限度額を超えているにもかかわらず、例年随意契約の限度額内であったため、前年度と同様に財務規則第88条の規定による予定価格調書の作成を省略して随意契約の方法により契約を締結している。

しかしながら、本件契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び財務規則第86条第1項の表第6号に該当しないから競争入札によるべきであり、また財務規則第87条第2項に該当せず、予定価格が50万円を超えているため財務規則第88条の規定が適用されないから、予定価格調書を作成しなければならない。

また、仕様書に基づき設計金額の算出に必要な場合に作成すべき設計書が作成されていなかった。設計書は、契約の履行内容の確認を容易に

し、確実な契約の履行の確保を図ることを目的として作成するものであり、その役割は見積者の契約の内容、要件等を知る資料で契約担任者にとっては予定価格設定並びに監督及び検査の資料等になるものであるため、随意契約においても必ず作成するよう、五島市随意契約ガイドラインに則り、適正な事務処理に努められたい。

(教育委員会事務局総務課)

**【講じた措置】**

奈留学校給食センターの排水処理施設保守点検業務委託契約については、本年度は既に契約を締結しているため、次年度から競争入札により執行します。

また、契約事務においても、課内で問題点を共有し、チェック体制の強化を図るとともに、五島市随意契約ガイドラインに則った適正な事務処理に努めます。